

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○報酬算定・運営基準

「平成 27 年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」

○お知らせ

「介護キャリア段位 評価者（アセッサー）講習が開催されます！」

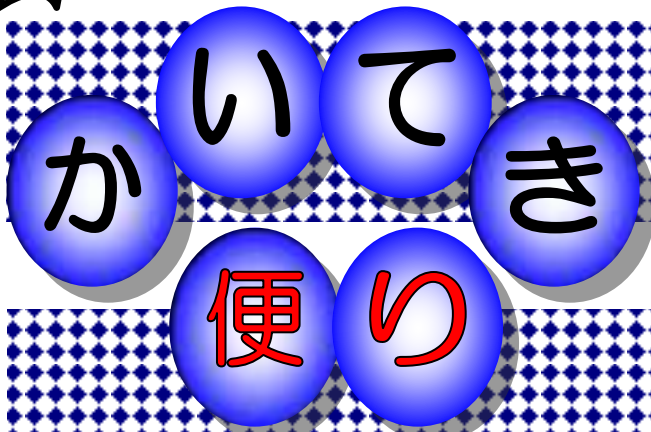
「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金事業計画書の提出期限を延長しました！」

「平成 28 年度訪問看護にかかる支援策（補助金等）について」

「悪質商法被害防止のため、地域ぐるみで高齢者を見守ろう！！」

○最近の動向

「医療系介護サービス事業者への集団指導の実施」



平成 28 年 7 月 1 日発行 第 144 号

報酬算定・運営基準

○ 平成 27 年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

平成 27 年度に加算の算定をしたすべての法人（事業者）について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成 28 年 8 月 1 日（月曜日）となっております。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善加算について > 平成 27 年度実績報告について（介護職員処遇改善加算）のページです。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/27houkokukasan.html>)

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343（直通）

※受付時間：平日 9 時 00 分～ 17 時 30 分（12 時 00 分～ 13 時 00 分を除く）

お知らせ

○ 介護キャリア段位 評価者（アセッサー）講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者（アセッサー）」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成28年度評価者（アセッサー）講習は、受講機会拡大のため、2回開催予定となっております。第1期は募集を終了しましたが、第2期は募集期間となっておりますので、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

【申込受付期間】

- ①第1期 平成28年5月31日(火) ～ 6月28日(火)(※募集を終了しています。)
- ②第2期 平成28年5月31日(火) ～ 8月9日(火)

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<http://careprofessional.org/careproweb/>)

【受講料】

18,500円(税別)(※別途120円(税別)の取扱手数料が必要となります。)

【お問合せ・相談】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部 電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは？》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

お知らせ

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金事業計画書の提出期限を延長しました！

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

本事業の補助対象事業者となるためには、事業計画書の提出が必要となり、平成28年度事業計画書の提出期限を6月27日(月曜日)までとしておりましたが、このたび提出期限を延長しますので、本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、現在、事業計画書提出時にアセッサーが事業所に在籍しておらず、かつレベル認定者が在籍していない場合は、「交付申請基準日である平成29年1月1日現在レベル認定者が事業所に在籍していること」という補助要件を満たすことがスケジュール上困難となりますのでご了承願います。

【提出期限(延長後)】 平成28年8月9日(火曜日)

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当
電話 03-3344-8532

【提出方法】 郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【事業所管】 介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

○ 平成28年度訪問看護にかかる支援策(補助金等)について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成28年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	締切： 7月22日(金) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	訪問看護師勤務環境向上事業 (研修等の代替職員確保への支援)	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 ※	
	訪問看護師定着推進事業 (産休・育休・介休取得時の代替職員雇用への支援)	
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション事業 (認定看護師等による同行訪問等の受入研修)	実施中 各教育ステーションへ直接申込みください
	管理者指導者育成研修	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	
	訪問看護フェスティバルの開催	H29.1.14 都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時下記ホームページでご案内いたしますのでご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

○ 悪質商法被害防止のため、地域ぐるみで高齢者を見守ろう！！

無料

★「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

受講された方にはテキスト「高齢者見守りハンドブック」を差し上げます！★

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、 町会・自治会、老人クラブ ほか地域の高齢者見守りネットワークの関係者、 区市町村等
申込受付期限	平成29年3月7日（火曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」 からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前ま でに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局
FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>
TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 医療系介護サービス事業者への集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月23日（月曜日）、27日（金曜日）、30日（月曜日）、6月14日（火曜日）の4日間にわたり、都庁大会議場等において、指定訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の各医療系の介護サービス事業者に対しまして講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行っていただくために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例などを踏まえた制度運営上の留意事項や介護報酬の算定事務に関する事項など、日常実務に直結した内容を説明し、事業者の方に理解を深めていただくことを目的として実施しております。

今年度は4日間で延べ1,186事業者（出席率約97%）と多くの事業者の方にご参加いただきました。なお集団指導資料を以下のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり>事業者の方へ>集団指導資料>集団指導資料（介護保険法関係）

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shudan/shudan.html>)